

ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則（令和4年11月18日付け4消安第4260号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 低温処理コンテナの指定 告示5の（2）の指定された低温処理コンテナについては、毎年、<u>輸出</u>の開始前に、ベトナム植物防疫機関により記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。 3 （略） 4 消毒施設の調査 <u>植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設及び低温処理コンテナについて、低温処理施設にあつては1の（1）、低温処理コンテナにあつては1の（2）、2及び3の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実の低温処理施設及び低温処理コンテナの指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該低温処理施設及び低温処理コンテナについて、実地で調査するものとする。</u> 5 検査及び消毒の確認 （1）低温処理施設の場合 ア 消毒の実施の確認 <u>植物防疫官は、告示5の（1）の消毒について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。</u>	2 低温処理コンテナの指定 告示5の（2）の指定された低温処理コンテナについては、毎年、<u>調査</u>の開始前に、ベトナム植物防疫機関により記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。 3 （略） 4 消毒施設の調査 <u>（1）植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、1の条件を満たすものであることを確認するため、次により調査を行うものとする。</u> <u>ア 原則として、毎年、当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。</u> <u>イ 原則として、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。</u> <u>（2）植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理コンテナについて、1の（2）、2及び3の条件を満たすものであることを確認するため、次により調査を行うものとする。</u> <u>ア 2の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うこと。</u> <u>イ 低温処理コンテナに生果実を積み込む前に行うこと。</u> 5 検査及び消毒の確認 （1）低温処理施設の場合 ア 消毒の実施の確認 告示5の（1）の消毒については、次により、原則として、<u>植物防疫官がベトナム植物防疫機関と共同してその実施の確認を行うものとする。</u>

(ア) (略)

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることが氷点法により確認されていたことを確認すること。

(ウ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.3度)以下になっていたことを、部屋ごとに、1の(1)のイの4か所以上の生果実について確認すること。

(エ) (ウ)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、13日間摂氏1.3度以下であったことを確認すること。

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア) 7の(2)のア及びウの条件を満たす場所で行われていたことを確認すること。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

(2) 低温処理コンテナーの場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ア) (略)

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。

(ウ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.3度)以下になっていることを、部屋ごとに、1の(1)のイの4か所以上の生果実について確認すること。

(エ) (ウ)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、13日間摂氏1.3度以下であることを確認すること。

イ 検査の実施の確認

告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査については、原則として、植物防疫官が立ち会い、次を行うことによりその実施を確認するものとする。

(ア) 6の(2)のア及びウの条件を満たす場所で行われていることを確認すること。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)の確認の結果、生きたミカンコミバエ種群が発見されたときには、その原因について、ベトナム植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明し、改善措置がとられるまでは、以後の消毒の実施の確認を行わないこと。

ミカンコミバエ種群でない生きた検疫有害動植物が発見されたときには、検疫有害動植物の種類等に応じて、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないための措置その他の必要な措置が講じられたことを確認すること。

(2) 低温処理コンテナーの場合

ア 検査の実施の確認

告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査については、原則として、植物防疫官が立ち会い、次を行うことによりその実施を確認するものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示7の(2)のイの輸出の時までの消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した消毒の実施記録により、消毒が的確に開始されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に開始されていることを確認するものとする。

(ア) 告示5の(2)のベトナム植物防疫機関により指定された低温処理コンテナであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないものであったことを確認すること。

(イ) 消毒の開始直前に、3の温度計の示度が正確であることが氷点法により確認されていたことを確認すること。

(ウ) 3のアの生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.3度)以下となっていたことを確認すること。

(エ) (略)

(削る)

ウ 消毒の終了の確認

告示7の(2)のイの輸入の時までの消毒の終了の確認については、低温処理コンテナの卸下後速やかに、次により、原則としてベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示5の(2)のベトナム植物防疫機関により指定された低温処理コンテナであることを確認すること。

(イ) (略)

(ウ) ベトナム植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理コンテナごとの温度センサーの校正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

(エ) (略)

(オ) (略)

(ウ) (ア) 及び (イ) の確認の結果、生きた検疫有害動植物が発見されたときには、検疫有害動植物の種類等に応じて、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないための措置その他の必要な措置が講じられたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

告示7の(2)のイの輸出の時までの消毒の開始の確認については、次により行うものとする。

(ア) 告示5の(2)のベトナム植物防疫機関により指定された低温処理コンテナであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。

(イ) 消毒の開始直前に、3の温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。

(ウ) 3のアの生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.3度)以下となっていることを確認すること。

(エ) (略)

(オ) ベトナム植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の(2)の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示7の(2)のイの輸入の時までの消毒の終了の確認については、次により行うものとする。

(新設)

(ア) (略)

(新設)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(削る) <u>6 輸出の停止</u> <u>(1) 低温処理施設において消毒が行われた場合であって、告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見されたときは、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミカンコミバエ種群が付着した原因が判明し、再発防止策について日本とベトナムとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。</u> <u>(2) 植物防疫官は、5の(1)又は(2)の確認の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、ベトナム植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。</u> <u>7 (略)</u> <u>8 表示</u> 告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の字句に、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。 (1) (略) (2) 仕向地の表示：<u>ア FOR JAPAN</u> <u>イ 日本向け</u> <u>9 (略)</u>	<u>(3) 植物検疫証明書</u> <u>植物防疫官は、(1)又は(2)により消毒が完全に行われたこと及び検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記する。</u> (新設) <u>6 (略)</u> <u>7 表示</u> 告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の字句に、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。 (1) (略) (2) 仕向地の表示：<u>FOR JAPAN</u> <u>8 (略)</u>
--	--

附 則

この通知は、令和6年11月26日から施行する。